

四街道市第1回農業委員会議事録

令和5年4月10日(月)

第1回農業委員会総会会議次第

日時： 令和5年 4月10日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

3番 佐藤 由美子 委員

5番 林田 静治 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第4号 令和5年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第6号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第6号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

- | | |
|----------|----------|
| 1番 梅澤久史 | 2番 江原清 |
| 3番 佐藤由美子 | 5番 林田静治 |
| 6番 井岡信夫 | 7番 小金井貞夫 |
| 8番 細野裕樹 | 9番 勝山高治 |
| 10番 石川博行 | 12番 中村礼奈 |
| 13番 溝口貴久 | 14番 橋本豊 |
| 15番 三石浩 | |

欠席委員（1名）議席順

- 11番 佐藤慎一

会議に出席した事務局職員の職・氏名

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 新田 史郎 |
| 局長補佐 | 渡辺 弘之 |
| 主任主事 | 酒井 哲也 |
| 主事 | 遅澤 瑞希 |

令和5年度第1回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和5年4月10日（月）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和5年度第1回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員3番佐藤由美子委員、5番林田委員にお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は吉岡に居住しており、譲渡により田4,917平方メートル、畑8,403平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴11年で、近隣で17,399平方メートルの畑を耕作しております。田については保全管理を行い、畑については露地野菜を農作業経験50年の祖母と、経験2年の妻の3人で耕作するということです。

トラクターや管理機等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、29ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る4月4日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。4月4日に事前調査会を行いました。内容については、事務局

の説明のとおりです。譲渡人が就農できない状況となったので所有権移転を行います。また、譲受人は所有農地のすべて効率利用要件、及び農作業従事要件等が妥当のため、第1班としては、許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当の勝山委員、説明をお願いします。

○勝山委員 9番勝山です。事務局及び班長の説明のとおりです。内容的にも問題はなく許可が妥当だと思います。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、吉岡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

申請人は、近年コンビニエンスストアの需要が高まってきているため、634.5平方メートルの山林と925.73平方メートルの宅地、いずれも現況は畑、を含む2444.59平方メートルにコンビニエンスストアの事業を計画したとのことです。計画地は四街道市と千葉市を結ぶ幹線道路に面しており、立地条件等から最適地であると判断したとのことです。

用水は市営水道を使用し、雨水排水は敷地内に雨水浸透貯留槽を設置し、流出抑制をして側溝に放流します。汚水排水は合併処理浄化槽を設置します。

周辺への被害防除ですが、隣接地に農地はありません。また、隣接地との境界には土留めと

フェンスを設置します。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。なお、開発行為許可申請書は提出されています。

位置につきましては30ページ及び31ページの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号1項につきまして、去る4月4日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○**三石委員** 15番三石です。4月4日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲渡人、譲受人共に近隣の農地に迷惑がかからないよう配慮しており、事業計画、土地利用計画は妥当であるため、第1班としては許可相当と判断をいたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○**議長** 続いて、地区担当委員の勝山委員、説明をお願いします。

○**勝山委員** 9番勝山です。事務局および班長の説明のとおりです。すでに近隣は住宅地であり許可相当と判断しております。

○**議長** 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○**議長** 林田委員。

○**林田委員** 5番林田です。排水についてはどのようなになっているのでしょうか。

○**議長** 事務局。

○**事務局** 雨水排水は敷地内に雨水浸透貯留槽を設置し、流出抑制をして側溝に放流します。また、汚水排水は合併処理浄化槽を設置します。

○**議長** 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 4ページをお開き下さい。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

当該地は、JR四街道駅の北西方約2.3キロメートルに位置し、市街化区域に近い閑静な土地で、老人ホームの立地に適していることから、4,959平方メートルの畑に、特別養護老人ホームの建設を計画しました。

用水は市営水道を使用し、雨水排水は敷地内に雨水貯留槽を設置し、オーバーフロー分を側溝に放流します。汚水排水は合併処理浄化槽を設置します。

周辺への被害防除ですが、隣接地との境界にはブロックやコンクリート土留等を設置し、土砂等の流出を防止します。

資金については、自己資金、県補助金、借入金で賄うこととし、金融機関の残高証明書、県補助金内示書等により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。なお、開発行為許可申請書は提出されています。

位置につきましては、32ページ及び33ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第3号整理番号1項につきまして、去る4月4日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。4月4日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。施設内に関しては、大きな問題はありません。ただ、建設地は低い場所のため、現在ある古い排水路では大雨時に対応できるかが心配されます。詳しい説明は事

務局をお願いします。

○議 長 事務局。

○事務局 申請の代理人と四街道市土木課との協議記録によりますと、農業委員会から指摘された大雨時の灌水への懸念に対し、土木課からの回答は、住民からの要望が無いため現時点での改修の予定はない。事業主が自費で改修などを行う場合は、清掃作業であれば問題はないが、土木工事を行う場合は手続きが必要となるというものでした。

○三石委員 事業計画、土地利用計画は妥当であり、第1班としましては、許可相当と判断いたしました、

○議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議 長 再開します。

○議 長 議案第3号整理番号1項につきまして、事務局及び班長から説明がありました。質問はございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 現状を考えた時、排水路がこのままの状態ですと許可するというのはいかなるものかと思えます。

○議 長 色々な意見があると思いますが、本件については、業者の方に排水路を掘り下げてもらい、その後、市に管理してもらう事を事業主と土木課で協議の後、約束文書を作成して農業委員会に提出する事を条件に、採決を行いたいと思えます。

○議 長 議案第3号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(賛成多数)

○議 長 賛成多数ですので、議案第3号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号の整理番号2項及び3項は関連がありますので一括議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項及び次ページの整理番号3項については関連がありますので、一括してご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される場所です。

譲受人は、千葉市花見川区で不動産業等を営んでいます。申請地の周辺は近年住宅化が進んでおり、立地条件及び道路条件ともに専用住宅を目的とした分譲をするのに適した土地であることから、住環境の良い土地であると判断し、2,333平方メートルの畑等に9区画の特定建築条件付き売買予定地を計画するものです。なお、整理番号3項については、この開発に伴い道路用地を確保するため、355平方メートルの畑を公衆用道路として拡幅整備するものです。

用排水ですが、給水は各戸に井戸を設置します。雨水は各戸に雨水流出抑制施設を設けて貯留浸透処理を行い、オーバーフロー分については新設する道路側溝に排水します。汚水雑排水については、各戸に合併浄化槽を設置し、処理後の排水については、雨水同様側溝に排水します。

周辺への被害防除ですが、農地との境にはブロックフェンスを設置し、土砂等の流出を防ぎます。日照、通風に関しては、計画建物同士の距離にゆとりを設けているので、影響はほとんど及ぼさないと判断しているとのことでした。

資金については、全てを自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行いますが範囲が小規模なので、市の残土条例には該当いたしません。なお、開発行為許可申請書は提出されています。

位置につきましては、34ページ及び35ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第3号整理番号2項及び3項につきまして、去る4月4日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり、周辺農地に対する被害防除等に努めているため、第1班としては許可相当と判断をいたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議長 地区担当の溝口委員に説明をお願いします。

○溝口委員 13番溝口です。事務局および班長の説明のとおりです。特に農地転用に問題点はないと思います。

○議 長 議案第3号整理番号2項及び3項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 井岡委員。

○井岡委員 6番井岡です。前回の農地転用の時の道路地の拡張につきましては、砂利敷きでしたが、今回は舗装ですか砂利敷きですか。

○議 長 事務局。

○事務局 今回は舗装です。

○議 長 林田委員。

○林田委員 5番林田です。市営水道の供給は可能なのですか。

○議 長 溝口委員。

○溝口委員 各戸毎に井戸を掘り地下水を利用するそうです。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号整理番号2項及び3項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号整理番号2項及び3項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」ですが、農業委員が関係する事案がございます。

当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

審議終了後に入室をお願いします。

暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名退室)

○議長代理(小金井委員) 再開します。

会長が退席されている間、暫く議長職を交代します。

○議長代理 それでは、議案第4号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

議案第4号 令和5年度第1次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

7ページから10ページまでになりますが、第1次農用地利用集積計画(案)です。今回は、新規7件、更新4件の計11件となります。また、借受者は、4人です。

番号1につきましては、亀崎の畑2筆で新規、利用権は使用貸借、終期は令和8年4月30日となります。

番号2につきましては、山梨の田2筆で更新、利用権は賃借、終期は令和15年4月30日となります。

番号3につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権は賃借、終期は令和15年4月30日となります。

8ページをお開き下さい。

番号4につきましては、山梨の田2筆で新規、利用権は賃借、終期は令和15年4月30日となります。

番号5につきましては、山梨の田2筆で新規、利用権は賃借、終期は令和15年4月30日となります。

番号6につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権は賃借、終期は令和15年4月30日となります。

9ページをお開き下さい。

番号7につきましては、山梨の田6筆で新規、利用権は賃借、終期は令和15年4月30日となります。

番号8につきましては、物井の田5筆で更新、利用権は賃借、終期は令和11年4月30日となります。

番号9につきましては、物井の田4筆で更新、利用権は賃借、終期は令和8年4月30日となります。

10ページをお開き下さい。

番号10につきましては、物井の田2筆で新規、利用権は賃借、終期は令和8年4月30日となります。

番号11につきましては、物井の畑2筆で更新、利用権は賃借、終期は令和8年4月30日となります。

11ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長代理 議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長代理 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第4号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長代理 全員賛成ですので、議案第4号につきましては、可決いたします。

○議長代理 審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。
暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名入室)

○議長 再開します。

次に、議案第5号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。
農業委員会の適正な事務実施について、点検・評価及び活動計画等の策定を行うものとされております。例年では、6月総会に諮っておりましたが、急遽、国の通知により3月末に評価と5年度の目標を制定し、4月末には公表を行うことになり、4月の総会に諮っております。

12ページを説明いたします。様式については前年度と同様、変更はございません。内容につきまして、前年と比較しながら主なものをご説明致します。

それではまず1枚目、農業委員会の状況です。上段の「農業の概要」の表中、最上段の耕地面積の計は637ヘクタールです。前年は641ヘクタールでした。畑の農地転用が進んでいるものと考えます。農林業センサスに基づく数値に変更はありません。

次ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化です。最上段の「現状及び課題」の表中、先ほどの耕地面積が管内の農地面積になります。これまでの集積面積は94.7

ヘクタールです。前年は89.2ヘクタールでした。集積率は14.9パーセントです。前年は13.9%でした。分母にあたる管内の農地面積の減少と、次表の新規実績分の増加などにより、集積率が増加しました。

2段目の「令和4年度の目標及び実績」の表中、集積目標は93.2ヘクタールです。新規実績は7.1ヘクタールです。前年は7.5ヘクタールでした。達成状況は101.6パーセントです。前年は95.7パーセントでした。

「目標の達成に向けた活動実績、活動に対する評価」では、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員は、荒廃させる前に耕作出来ない農業者の情報収集を行い、規模拡大を図りたい農家への利用集積を図っているが、現状、農地転用の進行により集積の増加が困難である旨記載させて頂きました。

次ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。4年度は新規参入が亀崎地区で1件ありました。

次ページをご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価です。農地面積Aは637.0ヘクタールです。前年は641.0ヘクタールでした。遊休農地面積Bは53.0ヘクタールです。割合は8.3パーセントです。前年は8.2パーセントでした。令和4年度の目標及び実績ですが、解消目標は前年と同じ2.0ヘクタールです。

次ページをご覧ください。違反転用への適正な対応です。1及び2の表中、違反転用の面積は2.6haで、4年度は増減がありませんでした。

「活動計画・実績及び評価」ですが、今後も担当地区農業委員、農地最適化推進委員がそれぞれの地区の監視を継続して下さるようお願いいたします。

次ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。「農地法第3条に基づく許可事務」の件数は13件です。前年は14件でした。「農地転用に関する事務」の件数は40件です。前年は41件でした。

次ページをご覧ください。「農地所有適格法人からの報告への対応」は、2件です。「情報の提供等」ですが、賃借料情報の調査は27件です。前年は60件でした。

農地の権利移動等の状況把握は53件です。前年は55件でした。農地台帳の整備対象農地面積は758.0ヘクタールです。前年は765.0ヘクタールでした。

次ページをご覧ください。事務の実施状況の公表等ですが、総会等の議事録の公表は市ホームページに、活動計画の点検評価の公表は、全国農業会議所ホームページに掲載しております。

○議 長 議案第5号につきまして、事務局から説明がありました。質問等はございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 14番橋本です。違反転用は何だったんですか。

○議 長 事務局。

○事務局 10年以上前に、専用住宅を十数棟建てる予定でしたが、棟数が計画より少ないため要件が満たされていない転用です。過去に県に報告したことにより、それが未だに残ったままになっています。

○議長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第5号につきまして、承認される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号につきましては、承認いたします。

○議長 次に、議案第6号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第6号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。農業委員会の状況ですが、このページは、先程の議案第5号と同じ内容です。

次ページをご覧ください。担い手への農地集積・集約化です。集積率は14.9パーセントです。前年は13.9パーセントでした。前年より農地面積が減少し、集積面積が増加したため、集積率が増加しました。令和5年度の目標は集積面積99.7ヘクタールです。前年の目標は93.2ヘクタールでした。新規集積面積は年間5ヘクタールを目標としております。活動計画として市産業振興課と農業委員、農地利用最適化推進委員全員が情報の把握に努め、農地中間管理機構の活用を進めるとしております。

次は、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。現状と課題は、記載のとおりです。令和5年度の目標及び活動計画と致しましては、参入目標を1経営体として、市産業振興課、農業委員及び農地利用最適化推進委員により、地域の農業者と情報交換し関係機関との相談業務を行う。貸付農地を確保する。支援策の要望活動を行うなどとしております。

次ページをご覧ください。遊休農地に関する措置です。現状及び課題は、記載のとおりです。令和5年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積は2ヘクタールを目標として、遊休農地の土地所有者の意向調査や新規就農者の担い手等の活用によって解消を目指して参ります。

違反転用への適正な対応ですが、現状及び課題は記載のとおりです。令和5年度の活動計画では、随時、担当地区農業委員及び農地利用最適化推進委員がそれぞれの地区の監視を行って頂くということで、これまでどおりお願いします。

令和5年度の目標及び達成に向けた活動計画は以上でございます。

○議 長 議案第6号につきまして、事務局から説明がありました。質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第6号につきまして、承認される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第6号につきましては、承認いたします。

○議 長 次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

○事務局 23ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分しましたのでご報告致します。

整理番号1項から整理番号3項までの3件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、共同住宅又は宅地に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 24ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分しましたのでご報告致します。

整理番号1項から整理番号3項までの3件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受け駐車場又は専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 次に、協議報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 25ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、解約の通知がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項と整理番号2項の2件で、解約の理由につきましては、いずれも貸主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 26ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の駐車場への転用につきましては、3月14日に井岡委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 27ページをお開き下さい。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項は、協議報告第4号の工事完了報告書と同じものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第6号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 28ページをお開き下さい。

協議報告第6号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願がありましたので、現地確認を行い証明書を発行致しました。

整理番号1の亀崎の田1筆と物井の田3筆、畑3筆の11, 835平方メートルにつきましては、3月22日に井岡委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認致しました。

内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

- 議 長 協議報告第1号から第6号について、事務局から説明がありました。
質問はございますか。

(質問・意見なし)

- 議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第6号は、終了いたします。

- 議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

- 議 長 次に、その他に入ります。
委員から何かございますか。

(意見なし)

- 議 長 事務局から何かありますか。

(意見なし)

- 議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

5月の開催予定については、事前調査会が5月1日の月曜日に、第2班の委員にお願い致します。

また、総会が5月12日金曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は5月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

- 議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後3時3分

令和5年4月10日

農業委員会長

議事録署名委員

3番

5番